

ケース① 就学支援金を受給している マイナンバー提出者（生活保護世帯除く）

記入日

○年○月○日

高等学校等就学支援金 所得判定に係る必要事項確認書(マイナンバー提出者用)

昨年から今年にかけて「税の更生」が発生した世帯はこれとは別に事務室まで電話で連絡して下さい

学年/組/番号	○年○組○番
生徒氏名	○○ ○○

高等学校等就学支援金の2020年7月以降の所得判定を行うにあたり、以下の3点を確認する必要があります。つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

- (1) 現在の就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)に変更がないか ※裏面【参考1】参照
- (2) 本年度の課税地(2020年1月1日時点の住所地) ※裏面【参考2】参照
- (3) 住民税の申告をしているか

【確認事項】 該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

＜問1＞ 就学支援金の支給額の変更について、既に学校へお知らせ済みですか。

チェック☑	<input type="checkbox"/>	変更なし
	<input type="checkbox"/>	変更あり

「変更あり」とは、離婚、再婚、死別等により生徒からみた保護者の人数が変わった場合を想定しています。保護者が転職したり、保護者が障害を持つことになった場合などは「変更なし」として☑して下さい。

⇒学校に連絡のうえ、別途「収入状況届出書」等の必要書類を提出してください。
★変更理由は？：□離婚 □婚姻 □死別 □その他（ ）
※保護者が再婚しても、再婚相手が生徒と養子縁組等を行わない場合は、その再婚相手は生徒の親権者にはなりません。

＜問2＞ 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)の2019年1月1日時点と2020年1月1日時点の課税地(住民票住所を有する市町村)は同じですか。

チェック☑	<input type="checkbox"/>	同じです
	<input type="checkbox"/>	同じではありません

⇒問4へ

⇒問3へ

＜問3＞ 前問で「同じではありません」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。⇒記入後、問4へ

No.	課税地等が変更となる保護者等の氏名	生徒との続柄	2019年1月1日時点の住所地 (令和元年度の課税地)	2020年1月1日時点の住所地 (令和2年度の課税地)
1	(ふりがな)		都道府県市区村 □国外	都道府県市区村 □国外
2	(ふりがな)		都道府県市区村 □国外	都道府県市区村 □国外

問2で「同じではありません」の人だけ記入

※1月1日時点で日本国内に住所を有しない場合は、「□国外」にチェック☑してください。

＜問4＞ 就学支援金の支給額の判断基準となる者(保護者等)の住民税の申告は行っていますか。

※申告しているかわからない場合は、市役所の住民税課へお問い合わせください。
※マイナンバーを利用し、審査に必要な税額情報が取得済みかどうかを確認してください。

チェック☑	<input type="checkbox"/>	申告済みです
	<input type="checkbox"/>	申告していません

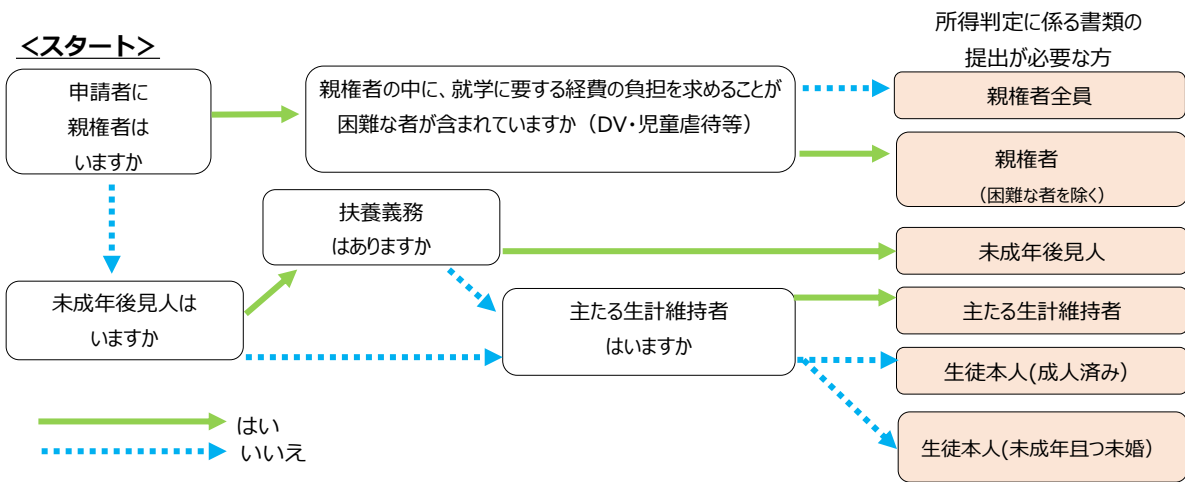
会社勤めの人、会社勤めの配偶者で配偶者控除対象となっている人は、「申告済みです」に☑して下さい。
自営業の方、会社勤めの配偶者で配偶者控除の対象となっていない人は申告が必要です。まだの方は速やかに申告し「申告済みです」に☑して提出して下さい。

⇒速やかに住民税の申告を行ってください。
なお、支給決定が遅れる場合があります。

質問は以上です。

当てはまるものに進む

【参考1】就学支援金の支給額の判断基準となる者（保護者等）の確認用フローチャート



【参考2】課税地について

